

事務連絡  
令和2年3月16日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての  
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応のため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所等（以下「事業所」という。）における対応について、厚生労働省より事務連絡が発出されており、令和2年2月28日付都からのメール「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」及び同年3月4日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業等の対応について」においてもお知らせしているところです。

各事業所におかれましては、緊急的にご対応いただいているところと思いますが、前回の通知に加え、都としての考え方について、以下のとおりまとめましたので、確認の上、ご対応をお願いいたします。なお、各区市町村立学校の休業等の取扱いについては、各区市町村にご確認いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 請求単位について

(1) 学校の臨時休業に伴う長時間の受入れに応じた場合

学校の休業要請がされている3月2日(月曜日)から春季休業開始日の前日までの期間においては、学校休業日として報酬を請求する。ただし、学校が休業日ではない場合（学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日、学校教育法施行規則第63条当の規定に基づく授業が行われない日、又は臨

時休校の日)は、これによらない。

開所時間については、できるだけ長時間の開所が要請されていることから、午前中から夕方までの時間を想定し、6時間以上の開所を原則とする。

休業となった学校において、卒業式など特定の行事の参加者のみ登校可能となった場合であっても、教育委員会が当該日を学校休業日として定めており、必要最小限の人数に絞っての登校や特定の行事の参加者のみ登校可能とした場合の受入れを行った場合に、学校終了後に事業所の利用を行った場合についても、学校休業日として報酬の請求を可能とする。

なお、文部科学省通知において、「やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。」とされたことから、特別支援学校等で受入れを行った場合の登校後に放課後等デイサービスの利用を行った場合については、学校休業日として報酬の算定を可能とする。

また、今回の要請に応じ、長時間の受入れに対応している中で、保護者の希望で通常の時間帯での利用を行う場合についても、学校休業日として報酬の請求を行うこととするが、その場合にも原則として当該児童に対するサービス提供時間は3時間以上を確保すること。

#### (2) 長時間の受入れに対応していない場合

今回の学校の臨時休業に伴う長時間の受入れに対応していない場合の通常利用については、学校休業日の扱いとしないものとする。

#### (3) 3月2日(月曜日)から同月8日(日曜日)まで

原則としては、(1)のとおりとするが、緊急的な対応であったため人員の体制が整わない等の事情を鑑み、3月2日(月曜日)から3月8日(日曜日)までの期間は、原則として開所時間減算は適用せず、学校休業日として報酬の算定を可能とする。

#### (4) 3月9日(月曜日)から同月15日(日曜日)まで

3月9日(月曜日)以降については、(1)と同様に学校休業日として請求するが、開所時間減算の対象となる点に留意すること。この場合の開所時間とは、営業時間のことを指し、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間で、サービス提供が可能な時間帯のことをいう。この場合においても、長時間の受入れに対応していない場合の通常利用については、学校休業日の扱

いとしないものとする。

(5) 3月16日(月曜日)から春季休業開始日の前日まで

3月16日(月曜日)以降、臨時休業を終了し、春休みまでの間通常登校となる学校については、学校休業日の単価ではなく、授業終了後の単価の適用となる。

引き続き臨時休業となっている場合については、報酬についても学校休業日の単価の適用となる。

## 2 欠席の対応について

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童とその接触者である家族の体調等状況や学校の状況等の確認及び当該児童の健康管理や相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合には、基本報酬の算定の対象とすることができる。なお、この場合においては、利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に丁寧な説明を行うこと。また、この場合においては、原則として欠席した児童の代わりに他の児童の受入れを行うこと。支援の提供については、別添の都独自様式「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての欠席に関する欠席時対応加算及び基本報酬の算定について」を利用すること。

この場合で基本報酬を算定する場合においても、支給決定日数のうち1日を利用したことになるため、利用児童の支給量についても留意すること。また、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことに留意すること。

今回の要請に基づく長時間の受入れ対応を行っていない場合は、欠席した場合の支援での基本報酬の算定は不可とし、その際に、欠席時対応加算にかかる相談援助を行い記録した場合については、通常どおり欠席時対応加算の算定とする。

## 3 人員欠如の取扱いについて

学校の臨時休業の期間においては、放課後等デイサービスのサービス提供時間を通じて、サービス提供の単位ごとに利用児童が10名までの場合は2名以上の直接支援職員を配置し、障害児の数が10を超えるものについては、5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置すること。ただし、人員配置が困難となる時間については、管理者又は児童発達支援管理責任者が支援に入る場合も、直接支援に従事した時間とみなす。

子どもの預け先の確保等の問題で職員の勤務が短時間となる場合のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機の場合により、やむを得ず出勤できない場合については、サービス提供職員欠如減算の適用は行わない扱いとする。ただし、できる限り代替の職員を確保して、児童の安全に配慮した支援を行うこと。この場合の代替職員については、必ずしも、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなくても可能とする。なお、代替職員の配置ができなかった場合については、配置できなかった理由等を記録しておくこと。

#### 4 定員超過の取扱いについて

学校が臨時休業の日に事業所で受け入れる児童の数が定員を超える場合の定員超過利用減算については、定員10人の事業所においては15人までの利用については適用しないこととする。児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所（多機能型の特例によるものを除く）においては、両事業で合計した人数となることに留意すること。

定員が10名の事業所以外については、1日の利用定員の150パーセントを超えない範囲とし、かつ面積についても少なくとも児童1名あたり2.47㎡以上を確保すること。

なお、上記については学校の臨時休業の期間のみの対応であり、通常の春季休業中の営業は定員を遵守すること。

#### 5 児童指導員等加配加算の取扱いについて

児童指導員等加配加算を算定している事業所については、原則加算の算定要件を満たした配置を行うこと。ただし、3月8日（日曜日）までの間は、従前どおりの加算請求を行うことも可能とする。

学校の臨時休業に関連して、やむを得ず職員が出勤できない場合については、有給休暇や特別休暇等の適用を行うことで従前どおりの加算算定を可能とするが、児童に対する安全な支援の提供に配慮するため、可能な限り代替職員の配置を行うこと。また、代替職員の配置については、当該加算の算定要件に該当する代替職員を原則とするが、児童指導員等加配加算の児童指導員等を配置する場合に代替職員としてその他の従業者を配置した場合であったとしても、加算の取下げは行わず、従前どおりの加算請求を可能とする。専門職員等を配置する場合については、代替職員として配置する職員が児童指導員等であった場合は従前どおりの加算請求を可能とするが、その他の従業者を配置する場合であった場合は、児童指導員等を配置する場合の加算請求とする。

#### 6 営業時間の変更について

今回の学校の臨時休業に伴う営業時間の変更については、変更届の提出は不要とする。ただし、延長支援加算を算定する場合にあつては、下記「7 延長支援加算について」を確認のうえ、届出等行うこと。

実際に提供した支援の時間については、都から提示する別添都調査様式に記入の上、FAXにて提出すること。

## 7 延長支援加算について

今回の臨時休業に伴う開業の要請に伴い、適切な人員配置を行ったうえで、営業時間を8時間以上とし、児童に対し営業時間を超えての支援を提供した場合には、延長支援加算の算定対象とする。その場合は、事後的であっても営業時間の変更及び延長支援加算の算定の届出を提出すること。また、提出にあつては個別支援計画の中に延長支援の必要性について定めておく必要があり、届出に当該個別支援計画の添付が必要であることに留意すること。その場合の変更届出書の提出期限は、令和2年5月15日（金曜日）までとする。

営業時間が8時間未満の場合は、延長支援加算の適用とはならない点に留意すること。また、延長支援の実績の記録にあつては、営業時間前の支援時間と営業時間後の支援時間を明確に分けて記録すること。

## 8 個別支援計画の作成等について

今回の臨時的な対応に伴い、個別支援計画見直しにあつての保護者との面談ができない事情が発生した場合については、保護者との面談は事後的に行うこととし、電話や郵送等の対応での確認及び同意にて対応することを妨げない。ただし、その場合の電話等での対応記録を残したうえで、事後での面談を実施すること。今後の情勢にもよるが、原則として事後の面談については4月中には実施すること。

## 9 保育所等訪問支援の特例

保育所等訪問支援は事業の性質上、訪問先である学校が休業している場合に同等のサービスを提供することは困難であることから、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等を訪問して直接支援、健康管理、相談支援等のできる限りの支援の提供を実施した場合には、報酬算定の対象とすることも可能とする。ただし、その場合においても間接支援の提供は必須とし、居宅等を訪問して実施した支援内容の共有や臨時休業中や臨時休業が明けて以降の児童への関わり方の助言等、担任との情報交換の時間を持つこと。

## 10 各種通知について

事業所に対する周知については、都から各事業所の登録メールアドレスに送付するとともに東京都障害者サービス情報に掲載する。今後も、厚生労働省の通知を踏まえ、適宜、都の取扱いについて通知を行う予定であり、各事業所においては、最新の情報を確認すること。

## 11 適用期間について

学校の臨時休業の期間となる令和2年3月2日(月曜日)から春季休業開始日の前日までとする。

## 12 放課後等デイサービスの令和2年度報酬算定区分について

令和2年度の放課後等デイサービス事業所基本報酬区分の算定にあたり、令和元年度の利用児童実績に代えて、平成31年4月から令和2年2月までの11か月間の利用児童実績を用いて報酬区分を決定する。提出書類等については、別途通知しているため、通知の内容を確認すること。

以上